**パブリックコメント手続の概要**

　市の重要な政策の形成過程において、市民の意見等を聞いて反映させるパブリックコメント手続制度を導入するために「日置市パブリックコメント手続に関する要綱」を制定しました。

　この制度は、市の政策案を公表し、その案に対して意見などを募集するものであり、市政に対する「苦情の申出」や、その案に対する賛否を問う「住民投票」とは異なります。

**１．制度の目的**

　市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の多様な意見を市の意思決定過程に反映させることで、市民の市政への参画（協働によるまちづくり）を促し、市民参加による開かれた市政を推進する。

【定義】

　パブリックコメント手続とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいいます。

**２．対象となる機関**

　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者

**３．手続の対象**

　　市の基本的な政策・施策に関する構想及び計画等の策定又は重要な変更等を行う場合に、この手続を実施する。

　※　ただし、次に掲げる場合は対象外とする。

　　・ 法令等で意見聴取に関する手続が別途定められているもの

　　・ 実施機関が緊急性を要すると認めるもの

　　・ 実施機関が軽微な変更と認めるもの

　　・ 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

　　・ 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

**４．計画等の案の公表と意見の募集**

　　① 案の公表

　　　・市ホームページへの掲載

　　　・実施機関が指定する場所での閲覧（本庁・支所）

　　　※　必要に応じて、市広報紙や報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し市民等への周知に努める。

　　② 意見の募集

　　　　概ね30日程度の期間を設けて、市民等から意見を募集。

**５．意見を提出できるもの（＝市民等）**

　　① 市内に住所を有する者

　　② 市内に事務所又は事業所を有するもの

　　③ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

　　④ 市内の学校に在学する者

　　⑤ 本市に対して納税義務を有するもの

　　⑥ 上記①から⑤に掲げるもののほか、手続に係る事案に利害関係を有するもの

**６．意見の提出方法**

　提出する個人及び法人の氏名、住所、連絡先などを明記した文書（郵送、ファクシミリ、電子メール、その他実施機関が定める方法）による。

**７．意見等の取扱い**

　提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行い、これに対する市の考え方を公表します。

　なお、個別の回答は行わないものとし、類似の意見等はまとめて公表します。

**【お問合わせ先】**

　総務企画部　総務課　秘書広報係

　℡ 099-248-9401